

国立大学法人東北大学がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和 7年 3月 24日
国立大学法人東北大学

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）、東北大学グリーンゴールズ宣言（令和3年7月19日公表）、ならびに「東北大学グリーンキャンパス施設整備計画」（令和4年9月30日公表）等に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本学が行う全ての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況や本計画の実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、本学の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、本学の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、（一層の削減が可能である場合には）適切に見直すこととする。

IV. 措置の内容

1. 再生可能エネルギーの最大限に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

ア 新築する施設における整備

新築する施設について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 保有する既存施設及び土地における整備

保有する既存施設及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画

ア及びイに基づき、計画的な整備を進める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

今後予定する新築事業については原則Nearly Z E B相当以上とし、改修事業については原則Z E B Ready以上となることを目指す。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。また、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、H F Cを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② 本学施設に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

(4) 再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽熱、等の再生可能エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② 本学施設や宿舎に太陽熱利用等を可能な限り導入する。
- ③ 建築物の規模・用途等を検討し、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(5) その他

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。

- ③ 敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性・透水性舗装や散水の実施に努める。
- ④ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ⑤ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑥ 本学施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F 6（六ふっ化硫黄）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車等の導入

本学の公用車については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に基づき本学が定めた「環境物品等の調達の推進に関わる基本方針」により調達する。

(2) LED照明の導入

本学施設については、LED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指す。

(3) 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに本学では調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

(4) 自動車の効率的利用

- ① 走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査を行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 通勤・通学時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

(5) 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器や、フリーザー等の実験用機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。特に、経年劣化したGHP空調設備は、高効率型のEHP空調設備へ計画的に更新する。

(6) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。

- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。

(8) その他

- ① 本学施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、HFCの代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。
- ③ 本学施設の電気機械器具について、廃棄・整備の際には、極力、六ふっ化硫黄（SF6）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。
- ④ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ⑤ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑥ 燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑦ 本学が平成31年3月27日に推進を宣言した「プラスチック・スマート」に基づき、学内におけるプラスチック使用量の削減と分別回収を徹底する。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

- ① 本学施設内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。
- ③ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ④ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑤ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑥ 直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑦ 本学の農場や演習林などに対して、健全な森林の整備や適切な管理・保全を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

(2) 本学主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

本学が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用に努める。

5. ワークライフバランスの確保・研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

計画的な定時退勤の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効果的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等への参加を促す。

V. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況については、環境マネジメント専門委員会において点検を行い、環境・安全委員会へ報告する。また、必要に応じて、本計画の見直しを行う。

VI. その他

本計画の策定を以て、「東北大学における温室効果ガスの排出削減等のための実施計画（平成20年6月24日 東北大学）」は廃止し、本計画に見直すものとする。